

令和8年（フ）第125号

相模原市中央区相生二丁目16番11号 ルネサンスビル1F
破産者 株式会社エム・アイ・シー

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第124号

千葉県四街道市千代田3丁目44番2号
破産者 伊藤 明弘

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（フ）第683号

千葉県松戸市五香南1丁目13番地の2
破産者 有限会社元山不動産

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第684号

千葉県八千代市島田55-1 八千代ケアセンター内、住民票上の住所千葉県松戸市小金きよしヶ丘3丁目20番地の2 シャンボール新松戸403号
破産者 山田 雅喜

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年（フ）第108号

川崎市宮前区水沢3丁目1番16号 グリーンコーポ大平I 202、開始決定時の住所川崎市多摩区生田8丁目5番1号 K1Mアパート102
破産者 シー・エル・エス・ジャパンこと 水澤 吉史（旧姓田口）

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第527号

相模原市中央区田名塩田三丁目26番29号
破産者 ラシクデザイン株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年（フ）第133号

相模原市中央区淵野辺3丁目8番2号
破産者 株式会社弘真堂

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年（フ）第1069号

北九州市門司区鳴竹一丁目2-5-1
破産者 合同会社さとう

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第768号

熊本市中央区新大江二丁目12番1号第3大田ビル202号
破産者 株式会社a t G A N

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年（フ）第21号

鹿児島県始良市東餅田1802番地3
破産者 有限会社グリーンフォト松田

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第17号

鹿児島県志布志市有明町野井倉1475番地8
破産者 株式会社きはら

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年（フ）第259号

北海道寿都郡黒松内町字黒松内310番地
破産者 川崎土建株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

函館地方裁判所

令和8年（フ）第114号

北海道旭川市一条通八丁目348番地2
破産者 株式会社英数学館

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

旭川地方裁判所民事部

令和7年（フ）第12号

岩手県宮古市保久田2番20号
破産者 有限会社西野屋

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

盛岡地方裁判所宮古支部

令和8年（フ）第93号

秋田市中通三丁目4番6号OMCビル302
破産者 ZERO FACTORY株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第104号

富山市向新庄町三丁目5番15号
破産者 株式会社美羽美創

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

富山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第33号

岐阜県可児市塩河960番地の1
破産者 愛岐商事株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年（フ）第69号

三重県松阪市飯南町横野1243番地
破産者 杉本園芸こと 杉本 充

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所松阪支部

令和8年（フ）第24号

京都府福知山市西本町126番地
破産者 株式会社タグイマーレ

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所福知山支部破産係

令和5年（フ）第2514号

大阪府都島区都島南通1丁目7番18号
破産者 粋粋街道株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第2713号

大阪府中央区安土町2丁目3番13号大阪国際ビルディング31階
破産者 バルシード株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3939号

大阪府東大阪市布市町4丁目336番地3
破産者 有限会社ユー・クリエイション

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部